

●香川県告示第158号

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年5月15日

香川県知事 浜田惠造

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程（昭和35年香川県告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類等の経由) 第14条 略</p> <p><u>(補助金の交付の条件)</u></p> <p>第15条 知事は、補助事業者（市町以外の補助事業者に限る。以下この条において同じ。）に補助金の交付の決定をするときは、補助事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1) 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>(2) 補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争に参加し、又は補助事業者が随意契約の相手方としようとする者に対し、指名停止に関する申立書（第13号様式）の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、一般の競争若しくは指名競争に参加させ、又は随意契約の相手方としてはならない。</p>	<p>(書類等の経由) 第14条 略</p>

第12号様式（第13条関係）

略

第13号様式（第15条関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

年　月　日

（補助事業者） 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加等に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記入すること。

2 「農林水産省の機関」とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所（国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局を含む。）をいう。

第12号様式（第13条関係）

略

第13号様式（第15条関係）

略

附 則

この規程は、平成27年5月15日から施行し、改正後の香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。